



● [中国企业境外商务投诉服务暂行办法](#)

【发布单位】商务部

【发布文号】商务部令【2006】第16号

【发布日期】2006-08-16

【实施日期】2006-08-16

【提示】根据该办法，依法从事对外贸易经营活动的法人、其他组织或个人以及依法从事境外投资活动的中国投资者(包括中国境内的外商投资企业)，就对外贸易和境外投资相关事项，可以向商务部中国企业境外商务投诉服务中心申请提供政策信息服务、法律咨询以及协调解决侵害服务。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/bf/200608/20060802966489.html>

● [易制毒化学品购销和运输管理办法](#)

【发布单位】公安部

【发布文号】公安部令【2006】第87号

【发布日期】2006-08-22

【实施日期】2006-10-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.mps.gov.cn/gab/flfg/info\\_detail.jsp?infoid=608](http://www.mps.gov.cn/gab/flfg/info_detail.jsp?infoid=608)

● [国务院关于加强土地调控有关问题的通知](#)

【发布单位】国务院

【发布文号】国发【2006】第31号

【发布日期】2006-08-31

【实施日期】2006-08-31

【提示】根据该通知：

- 国家有关部门将制订具体办法，提高新增建设用地土地有偿使用费缴纳标准，提高城镇土地使用税和耕地占用税征收标准；
- 国家将根据土地等级、区域土地利用政策等，统一制订并公布各地工业用地出让最低价标准；
- 国家禁止通过“以租代征”等方式使用农民集体所有农用地进行非农业建设，擅自扩大建设用地规模。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co2133511961&Language=CN>

● [中国企业域外商务苦情申立サービス暫定](#)

【発布機関】商務部

【発布番号】商務部令【2006】第16号

【発布日】2006-08-16

【施行日】2006-08-16

【コメント】同弁法によると、法に従って対外貿易経済活動に従事する法人、その他組織又は個人及び法に従って域外投資活動に従事する中国投資者(中国域内の外商投资企业を含む)は、対外貿易及び域外の投資関係事項について、商務部中国企业域外商务苦情申立サービスセンターに対し、政策情報サービス、法律コンサルティングサービス及び侵害調整解決サービスの提供を申請することができる。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/bf/200608/20060802966489.html>

● [容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学製品の仕入販売及び運輸管理弁法](#)

【発布機関】公安部

【発布番号】公安部令【2006】第87号

【発布日】2006-08-22

【施行日】2006-10-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

[http://www.mps.gov.cn/gab/flfg/info\\_detail.jsp?infoid=608](http://www.mps.gov.cn/gab/flfg/info_detail.jsp?infoid=608)

● [土地のコントロールを強化することについての国务院による通知](#)

【発布機関】国务院

【発布番号】国発【2006】第31号

【発布日】2006-08-31

【施行日】2006-08-31

【コメント】同通知によると次の通りである。

- 国の関係部門は、具体的方法を制定し、新たに増える建設用地土地の土地有償使用料の納付基準を引き上げ、市町村の土地使用税と農作地占用税の徴収基準を引き上げる。
- 国は、土地の等級、地域ごとの土地利用政策等に基づき、各地の工業用地私下最低価格基準を統一して制定し、これを公布する。
- 国は、「賃貸することで収用に代える」等の方法を通じて農民の集団所有用地を農業以外の目的での建設を行ない、建設用地の規模を無断で拡大することを禁止する。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co2133511961&Language=CN>

● 国家外汇管理局、建设部关于规范房地产市场外汇管理有关问题的通知

【发布单位】国家外汇管理局、建设部  
【发布文号】汇发【2006】第 47 号  
【发布日期】2006-09-01  
【实施日期】2006-09-01  
【提 示】根据该通知：

- 境外机构在境内设立的分支和代表机构、境外个人以及港澳台居民和华侨依法购买、转让商品房等，须提供有关文件到外汇指定银行进行真实性审核确认后，方可办理相应的结汇或购汇；
- 外商投资房地产企业注册资本未全部缴付的，或未取得《国有土地使用证》的，或开发项目资本金未达到项目投资总额的 35% 的，不得向境外借用外债，外汇局不予办理外债登记和外债结汇核准；
- 境外机构和个人通过股权转让及其他方式并购境内房地产企业，或收购合资企业中方股权，未能以自有资金一次性支付全部转让款的，以及外商投资房地产企业的中外投资各方约定保证任何一方固定回报或变相固定回报的，外汇局不予办理相应的外资外汇登记；
- 境外机构和个人在境内银行开立的外国投资者专用外汇账户内的资金，不得用于房地产开发和经营。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8040100000000000,30&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8040100000000000,30&id=4)

● 财政部、国家税务总局关于调整企业所得税工资支出税前扣除政策的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局  
【发布文号】财税【2006】第 126 号  
【发布日期】2006-09-01  
【实施日期】2006-07-01  
【提 示】根据该通知，自 2006 年 07 月 01 日起，企业工资支出的税前扣除限额

● 不動産市場の外国為替管理を規範化することについての国家外国為替管理局、建設部による通知

【発布機関】国家外匯管理局、建設部  
【発布番号】匯発【2006】第 47 号  
【発布日】2006-09-01  
【施行日】2006-09-01  
【コメント】同通知によると次の通りである。

- 域外の機構が域内に設立した分支機構及び代表機構、域外の個人及び香港・マカオ・台湾の住民と華僑が法に従って、分譲住宅を購入、譲渡する場合、関係する書類を外貨指定銀行に提供し、その真実性の審査確認を受けた後でなければ、相応の人民元転・外貨転手続を行なうことができない。
- 外商投資不動産企業の登録資本金がまだ全額払い込まれていない場合、又は、「国有土地使用証」を取得していない場合、或いは、開発プロジェクトの資本金が総投資額の 35% に達していない場合、域外から外債を借り入れてはならず、外国為替管理局は外債登記及び外債人民元転承認手続を受理しない。
- 域外の機構及び個人が持分譲渡及びその他の方式を通じて域内の不動産企業を買収合併する、又は、合併企業の中方持分を買収する際に、自己保有資金にて譲渡金の全額を一括で支払うことができない場合、及び、外商投資不動産企業の中方・外方投資者の各側がいずれか一方の当事者が固定報酬又は他の形式を通じての固定報酬の保障を約定している場合、外国為替管理局は相応の外資外国為替投機の手続を受理しない。
- 域外の機構及び個人が域内の銀行に開設した外国投資者専用の外国為替口座内の資金は、不動産開発及びその経営に使用してはならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8040100000000000,30&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8040100000000000,30&id=4)

● 企業所得税の給与支出税引前控除政策を調整することについての財政部、国家税務総局による通知

【発布機関】財政部、国家税務総局  
【発布番号】财税【2006】第 126 号  
【発布日】2006-09-01  
【施行日】2006-07-01  
【コメント】同通知によると、2006 年 7 月 1 日より、企業の給与支出の税引き前控除限度額

调整为人均每月人民币 1600 元, 并停止执行“在不高于 20% 的幅度内调增计税工资扣除限额的规定”。调整计税工资税前扣除标准, 是内外资企业所得税“两税合并”改革前一项重要的政策措施。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=20060907112420618>

は 1 人あたり 1600 人民元/月に調整し、「20%の幅を超えない範囲で、課税給与の控除限度額を上方調整する規定」の執行は中止する。課税給与税引前基準の調整は、内資外資企業所得税の一本化改革前における重要な政策措置である。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=20060907112420618>

● 危险化学品建设项目安全许可实施办法

【发布单位】国家安全生产监督管理总局

【发布文号】国家安全生产监督管理总局令【2006】第 8 号

【发布日期】2006-09-02

【实施日期】2006-10-01

【法令全文】请点击以下网址查看:

[http://www.chinasafety.gov.cn/2006-09/06/content\\_191929.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/2006-09/06/content_191929.htm)

● 危险化学品建設プロジェクト安全許可実施弁法

【発布機関】国家安全生产监督管理总局

【発布番号】国家安全生产监督管理总局令【2006】第 8 号

【発布日】2006-09-02

【施行日】2006-10-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

[http://www.chinasafety.gov.cn/2006-09/06/content\\_191929.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/2006-09/06/content_191929.htm)

● 最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》若干问题的解释

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释【2006】第 7 号

【发布日期】2006-09-08

【实施日期】2006-09-08

【提 示】根据该司法解释, 仲裁协议约定两个以上仲裁机构的, 当事人可以协议选择其中的一个仲裁机构申请仲裁; 当事人不能就仲裁机构选择达成一致的, 仲裁协议无效。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/executive/200609080001.htm>

● 「中華人民共和国仲裁法」の適用の若干問題についての最高人民法院による解釈

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法释【2006】第 7 号

【発布日】2006-09-08

【施行日】2006-09-08

【コメント】同司法解释によると、仲裁協議で 2 つ以上の仲裁機構を約定する場合、当事者はそのうちのいずれか 1 つの仲裁機構を選択し、仲裁を申し立てることができる。当事者が仲裁機構の選択について合意に至らない場合、仲裁協議は無効となる。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/executive/200609080001.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务, 请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址, 如果无法访问, 您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、相关新信息

### ● 136 件法规 2006 年 09 月 01 日起开始实施

136 件法规及规范性文件将于 2006 年 09 月 01 日起开始实施。其中，法律 1 件，行政法规 4 件，部门规章及规范性文件 39 件，地方性法规、地方政府规章及文件 92 件。主要包括：《上市公司收购管理办法》（中国证券监督管理委员会令 35 号）、《合格境外机构投资者境内证券投资管理办法》（中国证券监督管理委员会、中国人民银行令、国家外汇管理局令 36 号）、《关于决定实施跨关区“属地申报，口岸验放”通关模式》（海关总署公告 2006 年第 43 号）、《外国保险机构驻华代表机构管理办法》（中国保险监督管理委员会令 2006 年第 5 号）等。

（摘自 2006 年 08 月 31 日中国人大网）

### ● 《中华人民共和国外资银行管理条例》将出台

中国银行业监督管理委员会已完成修订《中华人民共和国外资银行管理条例（送审稿）》并已报送国务院法制办公室，并于 2006 年 08 月 22 日、23 日举行了征求意见会。据有关消息，目前送审稿内容不可能再作很大的改动，条例将在 2006 年 09 月递交给有关部门审议，2006 年 11 月左右将可能正式出台。

《中华人民共和国外资银行管理条例（送审稿）》的修订主要包括：体现法人银行导向政策的修订、代表处相关政策的修订、地区倾斜方面的修订、规范对象方面的修订、中外资银行合并监管方面的修订、体现审慎监管和合并监管方面的修订。

（摘自 2006 年 08 月 25 日中国金融网）

### ● 外国企业代表处可能成为劳动争议案件的共同被告

继 2001 年 04 月 16 日公布《最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释》（以下简称“解释（一）”）之后，2006 年 08 月 14 日，最高人民法院又公布了《最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释（二）》（以下简称“解释（二）”），并将自 2006 年 10 月 01 日起施行。根据解释（二），外国企业代表处在一定情况下可能成为劳动争议案件的共同被告。

## 二、関係する新たな情報

### ● 136 の法規が 2006 年 9 月 01 日より施行される

136 の法規及び規範性文書が 2006 年 9 月 1 日より施行される。そのうち、法律が 1 つ、行政法规が 4 つ、部門規則及び規範性文書が 39、地方性法規、地方政府規則及び政府規則が 92 である。主なものとして、「上場会社買収管理弁法」（中国証券監督管理委員会令 35 号）、「指定域外機構投資者域内証券投資管理弁法」（中国証券監督管理委員会、中国人民銀行令、国家外国為替管理局令 36 号）、「管轄区を超えた『帰属地で申請すれば、口岸での通関を許可する』通関方法実施の決定について」（税関総署公告 2006 年第 43 号）、「外国保険機構在中国代表機構管理弁法」（中国保険監督管理委員会令 2006 年第 5 号）等が含まれる。

（2006 年 8 月 31 日付の中国人大網ウェブサイトより抜粋）

### ● 「中華人民共和国外資銀行管理条例」がまもなく公布される

中国銀行業監督委員會は「中華人民共和国外資銀行管理条例（申請案）」の改正作業を済ませ、国务院法制弁公室に提出し、2006 年 8 月 22 日、23 日に意見聴取会を開催した。関係筋によると、現在、申請案の内容は今後それほど大きく改められることはなく、条例は、2006 年 9 月に関係部門に提出され審議が行なわれ、2006 年 11 月頃に正式に公布されるであろうとのことである。

「中華人民共和国外資銀行管理条例（申請案）」の改正内容には主に、法人銀行のガイドライン政策の改正、代表所関係政策の改正、地域ごとの違いに関する改正、規範対象に関する改正、中外資銀行合併の監督に関する改正、より慎重なる監督と合併の監督に関する改正が含まれる。

（2006 年 8 月 25 日付の中国金融網ウェブサイトより抜粋）

### ● 外国企業の駐在員事務所が労使紛争案件の共同被告になり得る

2001 年 4 月 16 日に「労使紛争案件の審理に適用する法律の若干問題についての最高人民法院による解釈」（以下「解釈（一）」という）が公布されたのに続き、2006 年 8 月 14 日に、最高人民法院は「労使紛争案件の審理に適用する法律の若干問題についての最高人民法院による解釈（二）」（以下「解釈（二）」という）を公布し、これを 2006 年 10 月 1 日より施行するとした。解釈（二）によると、外国企業の駐在員事務所は一定の状況においては、労使紛争案件の共同被告になり得るとされている。

## ■ 外国企业代表处通常以派遣方式聘请员工

外国企业常驻代表机构，是指外国企业或其他经济组织在中国境内获准设立并从事联络、市场调查等非经营性活动的代表处（以下简称“代表处”）。根据中国现行有效的法律规定，代表处不具备自行聘请员工的资格，而必须委托当地外事服务单位办理。

基于这一强制性的规定，目前在中国的代表处通常委托当地外事服务单位聘请员工，具体方式是：代表处与外事服务单位订立劳动力派遣合同，外事服务单位与劳动者订立劳动合同，将劳动者作为自己的员工派遣到代表处工作。三者的法律关系如下：

1. 代表处与外事服务单位之间建立劳动力派遣关系，其中，外事服务单位是派遣单位，代表处是接受单位；
2. 外事服务单位与劳动者之间建立劳动关系；
3. 代表处与劳动者之间只有使用关系，没有劳动关系。

## ■ 外国企业代表处可能成为劳动争议案件的共同被告

根据中国《劳动法》和解释（一）的规定，劳动者与用人单位在履行劳动合同过程中产生的纠纷属于劳动争议，劳动者如果不服劳动争议仲裁委员会的裁决，可以向人民法院起诉。据此，律师理解，因履行劳动合同产生劳动争议，劳动者的起诉对象应当是与之订立劳动合同的主体，在代表处以派遣方式聘请员工的情形下，起诉对象应当是与劳动者订立劳动合同的外事服务单位，而不应当是代表处。

解释（二）规定：“劳动者因履行劳动力派遣合同产生劳动争议而起诉，以派遣单位为被告；争议内容涉及接受单位的，以派遣单位和接受单位为共同被告。”结合解释（一）和解释（二）的规定，律师进一步理解：

1. 劳动争议包括因履行劳动合同产生的争议，也包括因履行劳动力派遣合同产生的争议。
2. 因履行劳动合同产生争议，劳动者起诉应当以与之订立劳动合同的主体为被告；因履行劳动力派遣合同产生争议，劳动者起诉原则上以派遣单位为被告，但在“争议内容涉及接受单位”时，可以派遣单位和接受单位为共同被告。

## ■ 外国企業の駐在員事務所は、通常、派遣を通じて従業員を採用する

外国企業の駐在員事務所とは、外国企業又はその他の経済組織が中国域内で設立を認められ、連絡や市場調査等の非経済活動に従事する事務所（以下「駐在員事務所」という）をいう。中国で現行する有効な法律の規定によると、駐在員事務所は従業員を自ら雇用する資格がなく、現地の外事サービス業者にその処理を委託しなければならない。

この強制規定があることから、現在、中国にある駐在員事務所は、通常、現地の外事サービス業者に従業員の雇用を委託するのだが、その具体的方法は次の通りとなる。まず、駐在員事務所と外事サービス業者が労働力派遣契約を締結し、そして、外事サービス業者と労働者が労働契約を締結して、労働者を自らの従業員として駐在員事務所に派遣し働かせるというものである。このとき、三者の法的関係は次のようになる。

1. 駐在員事務所と外事サービス業者との間には労働力派遣関係が築かれることになり、そのうち、外事サービス業者が派遣元、駐在員事務所が派遣先となる。
2. 外事サービス業者と労働者との間に労働関係が築かれる。
3. 駐在員事務所と労働者との間には使用関係しかなく、労働関係はない。

## ■ 外国企業の駐在員事務所は、労使紛争案件の共同被告になり得る

中国の「労働法」と解釈（一）の規定によると、労働者と雇用主が労働契約を履行する過程で発生した紛争は労使紛争に該当し、労働者が労使紛争仲裁委員会の判断を不服とする場合には、人民法院に提訴することができる。これより、労働契約を履行したことで労使紛争が発生した場合、労働者の起訴対象は、労働者と労働契約を締結した主体であるべきで、駐在員事務所が派遣の方法を通じて従業員を採用する場合には、起訴対象は労働者と労働契約を締結した外事サービス業者となり、駐在員事務所ではないと考えられる。

解釈（二）では、「労働者が労働力派遣契約を履行する過程で労使紛争が発生し、提訴する場合、派遣元が被告となるが、争議の内容が派遣先にも関係する場合には、派遣元と派遣先が共同被告となる。」と定められており、解釈（一）と解釈（二）の規定を結びつけて考えた場合、次のように解釈できると思われる。

1. 労使紛争には、労働契約の履行によって発生した争議が含まれ、労働力派遣契約の履行によって発生した争議もこれに含まれる。
2. 労働契約の履行によって発生した争議において、労働者が提訴する場合、労働者と労働契約を締結した主体が被告となり、労働力派遣契約の履行によって発生した争議においては、労働者が提訴する場合、原則として派遣元が被告となるが、「争議内容が派遣先にも関係する」状況においては、派遣元と派遣先を共同被告とすることができる。

解释（二）没有规定“争议内容涉及接受单位”的具体情形。对此，律师认为：

1. 劳动力派遣合同是派遣单位和接受单位根据实际情况协商订立的，通常，派遣单位和接受单位需要根据劳动力派遣合同分别对劳动者承担一部分义务。
2. 如果劳动者起诉请求的是派遣单位应当向劳动者承担的义务（例如，录用退工手续、社会保险手续、出具各种证明等），通常不属于“争议内容涉及接受单位”，此时劳动者应以派遣单位为被告；如果劳动者起诉请求的是接受单位应当向劳动者承担的义务（例如，劳动报酬、劳动条件、职业培训、保险福利等）的，通常属于“争议内容涉及接受单位”，此时劳动者可以派遣单位和接受单位为共同被告。

因此，在因履行劳动力派遣合同产生的劳动争议案件中，外国企业代表处可能成为共同被告。

#### ■ 其他简要提示

根据中国《劳动法》的规定，劳动争议发生后，当事人向人民法院起诉前，必须先经过劳动争议仲裁委员会的仲裁程序（即，通常所说的“劳动争议仲裁前置原则”）。因履行劳动力派遣合同产生的争议属于劳动争议，因此也不能例外。因履行劳动力派遣合同产生的争议，在仲裁阶段如何确定被申请人（与被告的地位类似），接受单位是否有可能成为被申请人，解释（二）没有规定。律师认为，在没有具体法律规定的情况下，可能取决于劳动争议仲裁委员会对个案的意见。

需要指出的是，除外国企业代表处以外，中国境内注册的企业（包括外商投资企业）如果因履行劳动力派遣合同而产生争议、且争议内容涉及接受单位的，根据解释（二），派遣单位和接受单位也可能成为共同被告。

（里兆律师事务所 2006 年 09 月 08 日整理编写）

解释（二）では「争議内容が派遣先にも関係する」場合の具体的な状況については定められていないが、これについては、次のように考えられる。

1. 労働力派遣契約は、派遣元と派遣先が実際の状況に基づき話し合いで締結するものであり、通常、派遣元と派遣先は労働力派遣契約に従い、労働者に対し義務を 1 部分ずつ負わなければならない。
2. 労働者の請求の趣旨が、派遣元が労働者に負うべき義務（たとえば、雇用退職手続、社会保险手続、各種の証明書の発行等）である場合、通常、「争議内容が派遣先に関係する」ことにはならず、この場合、労働者は派遣元を被告とすることになる。労働者の請求の趣旨が、派遣先が労働者に負うべき義務（たとえば、労働報酬、労働条件、職業訓練、保険福利等）である場合、通常、「争議内容が派遣先に関係する」ことになり、この場合、労働者は派遣元と派遣先を共同被告とすることができる。

したがって、労働力派遣契約の履行により発生した労使紛争案件の中で、外国企業の駐在員事務所は共同被告となり得るのである。

#### ■ その他の簡潔なコメント

「労働法」の規定によると、労使紛争が発生した後、当事者は人民法院に提訴する前に、まずは労使紛争仲裁委员会の仲裁という手順を踏まなければならない。（即ち、一般的に言われる「労使紛争仲裁前置の原則」である）労働力派遣契約の履行によって発生した争議は労使紛争に該当することから、この場合も例外ではない。労働力派遣契約の履行によって発生した争議は、仲裁段階において被申立人（被告としての地位に類似する）をいかに確定するかについては、解释（二）では規定が設けられていないが、個別の法律規定がないという状況においては、労使紛争仲裁委员会により個別の案件ごとに下される意見によって決まってくるものと思われる。

注意すべき点として、外国企業の駐在員事務所のほか、中国域内に登録した企業（外商投資企業を含む）が労働力派遣契約を履行することで争議が生じ、その争議内容が派遣先に関係する場合にも、解释（二）により、派遣元と派遣先が共同被告になり得る。

（里兆法律事務所が 2006 年 9 月 8 日付けで作成）